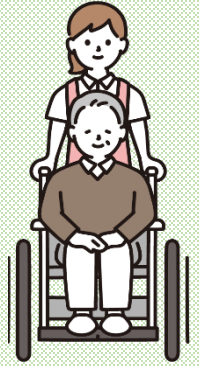


令和7年度 外国人材雇用促進支援補助金



外国人労働者の「はたらく」を
尼崎市がサポートします！



対象者

外国人労働者を雇用する
市内中小企業や同規模の
社会福祉法人等その他の法人・団体

補助上限額

20万円

4倍に
増額

対象事業

要件拡大

外国人労働者が日本で生活、就業する上で
必要な日本語能力の向上に資する取組や
技能習得・資格取得に資する取組

補助率

2/3

※予算に限りがありますので、お早めの申請をおすすめします！

お問い合わせ先・申請先

(公財) 尼崎地域産業活性化機構 (外国人材雇用促進支援補助金係)

住 所：〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目6-68

尼崎市中心企業センター4F

電話番号：06-6488-9565 FAX：06-6488-9549

受付日時：祝祭日を除く月～金曜日 午前9時～午後5時

(12月27日(土)～1月4日(日)は閉館します)

市のHPはこちら



事業着手日（研修受講等の申込み）の3週間前までに
申請をお願いします。

尼崎市外国人材雇用促進支援補助金

申請から補助金交付までの流れ

↓ ○印は事業者（申請者）様が行う項目です。

○	(1) 交付申請	【申請時】様式第1～6号と必要書類を(公財)尼崎地域産業活性化機構へ持参、または郵送(レターパック又はレターパックプラス)してください
	(2) 審査（申請分）	(1)で提出いただいた書類を審査し、補助対象かどうかを判断します ※ 書類に不備や疑義がある場合は、お電話で確認することがあります
	(3) 交付決定	市から交付決定通知書を送付します ※ 補助金交付が不適当と判断された場合は、不交付決定通知書が送付されます
○	(4) 事業着手～完了	各種研修等の受講完了～ 対象経費の支払完了 ※ 令和8年3月31日までに事業を完了させてください
○	(5) 実績報告	【実績報告時】様式第12～16号と必要書類を(公財)尼崎地域産業活性化機構へ持参、または郵送してください 【令和8年4月10日まで】 当日消印有効
	(6) 審査（実績報告分）	(5)で提出いただいた書類を審査し、補助金額を確定します ※ 書類に不備や内容に疑義がある場合は、申請者に確認のうえ、交付決定を取り消すことがあります
	(7) 交付確定	市から交付確定通知書（補助することが確定した旨の通知）を送付します
○	(8) 補助金請求	【補助金請求時】様式第18号と必要書類をすみやかに(公財)尼崎地域産業活性化機構へ持参、または郵送してください 【令和8年4月30日まで】 当日消印有効
	(9) 補助金交付（入金）	提出書類を審査し、市が指定の口座に補助金を振り込みます

各種書類は、尼崎市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

※予算に限りがありますので、お早めの申請をおすすめします！

